

株式累積（積立）約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>2. (申込方法)</p> <p>(1) 申込者は、<u>所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名・捺印し、これを当社の本・支店及び営業所に提出することによってこの契約を申込むもの</u>といたします。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 申込者は、上記(1)の申込書に記載した住所をもって届出住所とし、当社は店頭において申込者に直接交付する場合を除き、申込者に対する一切の通知その他の連絡を届出住所に宛てて行うものとします。</p> <p>3. (金銭の払込)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 申込者は以下の規定に基づき払込金を当社に払込むものとします。</p> <p>①定期入金 定期入金については、当該買付銘柄ごとに10,000円以上1,000円の整数倍の金額で、予め申込者が当社に提出した<u>申込書に記載した内容に基づき、毎月定期に払込むもの</u>とします。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p> <p>7. (買付時期及び価格)</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>(9) 当社は、申込者の1回当たりの払込金の額(申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額)が、当該申込者が予め申出ている1回当たりの払込金の額(申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額)に達しないときは、当該申込者の当該払込金に係る買付について、指定銘柄(申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄全て)の買付を行わないものとします。</p> <p>17. (その他)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは、<u>改訂</u>されることがあります。</p>	<p>2. (申込方法)</p> <p>(1) 申込者は、<u>当社の定める方法により、当社の本・支店及び営業所にこの契約の申込みを行うもの</u>といたします。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) 申込者は、上記(1)の<u>申込み時にお届いただいた住所</u>をもって届出住所とし、当社は店頭において申込者に直接交付する場合を除き、申込者に対する一切の通知その他の連絡を届出住所に宛てて行うものとします。</p> <p>3. (金銭の払込)</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 申込者は以下の規定に基づき払込金を当社に払込むものとします。</p> <p>①定期入金 定期入金については、当該買付銘柄ごとに10,000円以上1,000円の整数倍の金額で、予め申込者が<u>当社所定の手続きにより申込みされた内容に基づき、毎月定期に払込むもの</u>とします。</p> <p>② (現行通り)</p> <p>(3)～(6) (現行通り)</p> <p>7. (買付時期及び価格)</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 当社は、申込者の1回当たりの払込金の額(申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額)が、当該申込者が予め申出ている1回当たりの払込金の額(申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額)に達しないときは、当該申込者の当該払込金に係る買付について、指定銘柄(申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄全て)の買付を行わないものとします。<u>ただし、大和ネクスト銀行積立資金専用円普通預金から払込を行う場合においては、この限りではありません。</u></p> <p>17. (その他)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p>

現行	改正
<p>附則 この約款は、<u>令和元年7月16日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附則 <u>1. この約款は、2020年4月1日</u>より適用されます。 <u>2. 前項にかかわらず 7. (9) は2020年3月21日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>